

## 船舶事故調査報告書

令和5年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年5月4日 12時40分ごろ
発生場所	阪神港大阪第5区 大阪南港沖防波堤灯台から真方位106°900m付近 (概位 北緯34°36.5 東経135°25.8 )
事故の概要	プレジャーヨット <sup>グロリアス</sup> GLORIOUS は、東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年5月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット GLORIOUS 、5トン未満（長さ7.00m）
船舶番号、船舶所有者等	280-11306大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	センターキールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、GPSプロッターを作動させて、クルージングの目的で阪神港堺泉北第2区所在のマリーナから堺水路を航行して、大和川南防波堤を反時計回りに一周した後、マリーナに戻ろうと手動操舵で機走により東進中、大和川河口の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、ボートレスキューサービス（BAN：Boat Assistance Network）に救助を要請し、本船は、来援した海上保安庁の巡視艇により本件浅所から引き出され、マリーナにえい航された。</p> <p>船長は、マリーナに帰航する際、船首方向に見えた高速道路の高架やその奥に見える建物を見て、堺水路を航行していると思い、初めて航行する海域であったが、GPSプロッターを見ずに目視で航行していたので、本事故発生時、東南東進となる堺水路の北方の大和川河口に向けて東進していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、センターキール下端まで約1.4m、船尾約0.9mであった。</p>
分析	<p>本船は、マリーナに帰航しようとして東進中、船長が、船首方向に見えた高速道路の高架やその奥の建物を見て、堺水路を航行していると思い、本件浅所に向けて航行を続けたことから、大和川河口に向けて航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターを見ずに目視で航行を続けたことから、</p>

	大和川河口に向けて東進していることに気付かなかったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船がマリーナに帰航しようと東進中、船長が、船首方向に見えた高速道路の高架やその奥の建物を見て、堺水路を航行していると思い、本件浅所に向けて航行を続けたため、大和川河口に向けて航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、航行中、目視のみに頼ることなく、GPSプロッターを活用して船位及び針路の確認を十分に行うこと。